

集团的自衛権行使容認閣議決定に伴い改正・整備が予定されているとされている有事法制等および自治体の関与に関する規定の一覧

分析および文責: 中山均(新潟市議会議員・緑の党共同代表)

	法律名	法律の目的・概要等	自治体に関連する条項等およびコメント
中心となる法律			
	自衛隊法	「自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定める」(1条「目的」)こととした法律だが、自治体の関与や責務、国のかかわりなどにも言及している。	<ul style="list-style-type: none"> 「・・・部隊等が行動する場合には、当該部隊等及び当該部隊等に関係のある都道府県知事、市町村長、警察消防機関その他の国又は地方公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする」(86条「関係機関との連絡及び協力」) 「・・・自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合には、都道府県知事は、防衛大臣・・・の要請に基き、病院、診療所その他・・・施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資を収用することができる」(103条「防衛出動時における物資の収用等」とし、有事体制への都道府県知事の積極関与を想定。その上で、「ただし、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、防衛大臣又は政令で定める者は、都道府県知事に通知した上で、自らこれらの権限を行うことができる」として、国が都道府県知事に代わって権限を行使できることを明記。 また、同条項の中で、家屋の形状の変更や障害物の撤去なども同様の規定となっている。 火薬類取締法、航空法、道交法などの適用除外を規定しているほか、その運用について政令で定めることができるとされている さらに、「この法律に特別の定があるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める」(117条)があり、政府による幅広い裁量権が規定。
	防衛省設置法	「防衛省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務等を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的」(1条「総則」)	<ul style="list-style-type: none"> 「内部部局」の役割として「・・・事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保」を記載(8条)
日本の有事に関する法律			
	武力攻撃事態安全確保法 (武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律)	「武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他 の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的」(1条「目的」要旨)とする法律。 武力攻撃事態等への対処についての基本法制で、他の関連法の上位法に位置づけられる。	<ul style="list-style-type: none"> 「地方公共団体等の責務」や「国民の協力」などを定め(5条)、内閣総理大臣が自治体首長に対して、必要な措置を取らせたり、自治体に代わって執行することができることも明記(15条)。以下の通り。 「地方公共団体は、当該地方公共団体の地域並びに当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する責務を有する。」(5条「地方公共団体の責務」) 国と自治体の役割分担については、「国は武力攻撃事態等への対処に関する主要な役割、地方公共団体は住民の生命、身体及び財産の保護に関して、国の方針に基づく措置の実施などの役割」(6条「国と地方公共団体との役割分担」要旨)としている。ただし、自治体は「住民の保護」だけでなく、実際は衛隊や米軍の「対処措置」への協力が求められている。 内閣総理大臣の権限として、「特に必要があると認める場合に、関係する地方公共団体の長等に対し、当該対処措置を実施すべきことを指示」することができ、「自らあるいは所掌大臣を指揮し、地方公共団体などが実施すべき当該対処措置を実施することができる」としており、国の強い権限が示されている(15条「内閣総理大臣の権限」要旨)。

法律名	法律の目的・概要等	自治体に関連する条項等およびコメント
国民保護法 (武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)	「武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定め、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的」(1条「目的」)	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務」と定め、「相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない」としている(3条「国、地方公共団体等の責務」要旨)。 ・保護計画の策定を義務づけ(34条・35条)。
特定公共施設利用法 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律)	「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関し、指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、その総合的な調整を図り、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図ることを目的」(1条「目的」要旨)	<ul style="list-style-type: none"> ・「(武力攻撃事態への)対処措置」のため、港湾・飛行場ほかの公共施設の効率的な利用を定めている(4条・5条)。 管理者(自治体首長など)による「許可取り消し」の権限(8条)を明記しているが、それによって「対処措置が確保されない場合」に国が管理者の裁定を「取り消し・変更」させることを明記(9条)。
米軍行動円滑化法 (武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律)	「武力攻撃事態等において、日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために必要なアメリカ合衆国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の当該行動に伴い我が国が実施する措置について定め、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的」(1条「目的」要旨)	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方公共団体及び事業者は、指定行政機関から行動関連措置に関し協力を要請されたときは、その要請に応じるよう努めるものとする。」(9条) ・「内閣総理大臣は、武力攻撃事態において、合衆国軍隊の用に供するため土地又は家屋を緊急に必要とする場合において、その土地等を合衆国軍隊の用に供することが適正かつ合理的であり、かつ、武力攻撃を排除する上で不可欠であると認めるときは、その告示して定めた地域内に限り、(略)当該土地等を使用することができる」(15条要旨) →国が米軍のために公共団体や国民の施設・土地を使用できるような規定となっている
外国軍用品海上輸送規制法 (武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律)	「武力攻撃事態に際して、領海または周辺の公海での外国軍用品等の海上輸送を規制するため、停船検査及び回航措置の手續、外国軍用品審判所における審判の手續等を定め、国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的」(1条「目的」要旨)	原則として自治体に関係する該当条項は無いと思われるが、外国船の回航命令(28条・34条)などで自治体管理の港が間接的に関わる可能性がある。
捕虜取り扱い法 (武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律)	「武力攻撃事態における捕虜等の拘束、抑留その他の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるようにするとともに、武力攻撃事態において捕虜の待遇に関する1949年ジュネーブ条約(「第三条約」)その他の捕虜等の取扱いに係る国際人道法の的確な実施を確保することを目的」(1条「目的」要旨)	<ul style="list-style-type: none"> ・「自衛官がこの法律の規定による被拘束者又は被収容者の抑留、送還その他の措置を講ずるに当たっては、警察機関、出入国管理機関その他の国又は地方公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力」(182条) ・被収容者(捕虜)が国や自治体、赤十字などに対して「信書」を発することを想定(84条)

	法律名	法律の目的・概要等	自治体に関連する条項等およびコメント
	非人道的行為処罰法 (国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律)	「国際的な武力紛争において適用される国際人道法に規定する重大な違反行為を処罰することにより、刑法(明治四十年法律第四十五号)等による処罰と相まって、これらの国際人道法の的確な実施の確保に資することを目的」(1条「目的」)	・自治体に関する条項は無いと思われる。
周辺有事の対応に関する法律			
	周辺事態法 (周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律)	「そのまま放置すれば、日本に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等、日本周辺の地域における日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態(『周辺事態』)に対応して日本が実施する措置、その実施の手続その他の必要な事項を定め、日米安保条約の効果的な運用に寄与し、日本の平和及び安全の確保に資すること」を目的	・「関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、 地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。 」(9条) ・「 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める 」(12条)
	船舶検査活動法 (周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律)	「周辺事態に際して「周辺事態安全確保法」第一条に規定する周辺事態に対応して実施する船舶検査活動に関し、態様、手続その他の必要な事項を定め、日米安保条約の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的」(1条「目的」)	・自治体に直接関係するものは無いが、港・船舶の管理で間接的に関係する可能性あり。
国際貢献推進に関する法律			
	国連平和維持活動(PKO)協力法 (国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律)	「国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動に対し適切かつ迅速な協力をを行うため、国際平和協力業務実施計画及び国際平和協力業務実施要領の策定手続、国際平和協力隊の設置等について定めることにより、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を講じ、もって我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的」(1条「目的」)	・「 採用に当たり、関係行政機関若しくは地方公共団体又は民間の団体の協力を得て、広く人材の確保に努める 」(11条)
	国際緊急援助隊法 (国際緊急援助隊の派遣に関する法律)	「海外の地域、特に開発途上にある海外の地域において大規模な災害が発生し、または正に発生しようとしている場合に、被災国政府等の要請に応じ、国際緊急援助隊を行う人員を構成員とする国際緊急援助隊を派遣するために必要な措置を定め、国際協力の推進に寄与することを目的」(1条「目的」)	・「 国家公安委員会 は、前条第一項の協議に基づき、 都道府県警察 に対し、その職員に国際緊急援助隊活動を行わせるよう、指示することができる」 ・「 外務大臣 は、目的を達成するため適当であると認める場合には、独立行政法人国際協力機構に対し、 国、地方公共団体又は独立行政法人の職員その他の人員を国際緊急援助隊として派遣するよう、命ずることができる 」(5条「外務大臣の独立行政法人国際協力機構に対する命令」)。
その他協定等			

	法律名	法律の目的・概要等	自治体に関連する条項等およびコメント
	日米ガイドライン (日米防衛協力のための指針)	「平素から並びに日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際してより効果的かつ信頼性のある日米協力を行うための、堅固な基礎を構築する」「平素からの及び緊急事態における日米両国の役割並びに協力及び調整の在り方について、一般的な大枠及び方向性を示す」もの。	<ul style="list-style-type: none"> ・「IV日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等」において、「日米両国政府は、後方支援の効率性を向上させ、かつ、各々の能力不足を軽減するよう、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用しつつ、相互支援活動を実施」として、「補給」「輸送」「整備」「施設」「衛生」などを規定。 ・「V 周辺事態への対処」でも同様の規定。 <p>つまり、直接攻撃だけでなく「周辺事態」においても自治体の活用が謳われている。</p> <p>・本年中にこの指針が改訂される予定で、集団的自衛権行使を反映させることになっていると言われている。上記のような規定における自治体の活用がより拡大することになると考えられる。</p>
	日米ACSA (日・米物品役務相互提供協定改正協定)	「自衛隊と米軍との間における後方支援の分野で提供される物品又は役務の相互の提供に関する枠組みで、これが国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与する」(前文要旨)	<ul style="list-style-type: none"> ・日米いずれかの要請に基づき、相互に後方支援等をおこなうが、その内容は2条・3条において「食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む)、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備及び空港・港湾業務」と定義している。このうち「水」、「施設」、「空港・港湾業務」は自治体が直接関与する可能性がある。
	日豪ACSA (日・豪物品役務相互提供協定)	日米ACSAと同様 ただし日米ACSAと異なり武器弾薬は対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の関与の可能性に関しては日米ACSAと同様